政　令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十六号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「前項各号に掲げる」を「第一項各号に掲げる事務並びに前項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　大臣官房は、第二条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、平成二十九年三月三十一日までの間、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ホ(1)の相談に関する事務をつかさどる。

附則第六条第二項中「及び前項に掲げる」を「に掲げる事務及び前二項に規定する」に、「附則第二条第二項」を「附則第二条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　大臣官房企画調整課は、第十四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成二十九年三月三十一日までの間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第九条を削る。

附則第十条第二項中「及び前項に掲げる」を「に掲げる事務及び前項に規定する」に改め、同条を附則第九条とし、附則第十一条を附則第十条とする。

附　則

この政令は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年六月十五日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十七号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第一　在勤基本手当の月額（第一条関係）

一　大使館

地域	所在国	号別									
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	570,000	520,000	496,400	481,300	466,300	421,100	375,900	345,800	315,700	300,700	285,600	270,600
	インドネシア	560,000	480,000	450,500	434,100	417,700	368,400	319,100	286,300	253,500	237,000	220,600	204,200
	カンボジア	520,000	510,000	480,800	464,700	448,700	400,600	352,500	320,500	288,400	272,400	256,300	240,300
	シンガポール	610,000	550,000	515,300	494,600	474,000	412,200	350,400	309,200	267,900	247,300	226,700	206,100
	スリランカ	480,000	460,000	439,000	424,600	410,300	367,200	324,100	295,400	266,700	252,300	238,000	223,600
	タイ	530,000	450,000	418,100	401,400	384,700	334,500	284,300	250,900	217,400	200,700	184,000	167,300
	大韓民国	690,000	580,000	540,000	518,400	496,800	432,000	367,200	324,000	280,800	259,200	237,600	216,000
	中華人民共和国	790,000	630,000	585,300	561,800	538,400	468,200	398,000	351,200	304,300	280,900	257,500	234,100